

鳥栖市とアイ・ケイ・ホールディングス株式会社との包括連携協定書

鳥栖市（以下「甲」という。）とアイ・ケイ・ホールディングス株式会社（以下「乙」という。）は、相互の連携により、地域社会の活性化と市民サービスの向上を推進するため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲及び乙が相互に緊密な連携を図り、各々の保有する資源を有効に活用して様々な共同事業に取組むことにより、地域社会の活性化及び市民サービスの向上を図ることを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項（以下「連携事項」という。）について連携して取組むものとする。

- (1) 結婚・婚活支援イベントの企画及び実施に関すること。
- (2) 観光プロモーション活動に関すること。
- (3) その他地域社会の活性化及び市民サービスの向上に資すること。

2 甲及び乙は、定期的に協議を行い、前項各号に定める連携事項に係る取組を効果的に推進する。

（守秘義務）

第3条 甲及び乙は、この協定に基づく取組により知り得た相手方の秘密を漏らしてはならない。

2 前項に規定する義務は、この協定が終了した後も存続するものとする。

（有効期間）

第4条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和7年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間が満了する1か月前までに、甲又は乙のいずれからも終了の申出がない場合は、この協定は1年間延長され、その後も同様とする。

（協定の見直し及び解除）

第5条 甲及び乙のいずれかが申し出たときは、協議の上、書面によりこの協定の変更又は解除を行うことができるものとする。

（疑義等の決定）

第6条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義等が生じた場合は、甲及び乙による協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙それぞれ署名の上、各自1通を保有するものとする。

令和6年7月5日

甲 佐賀県鳥栖市宿町1118番地

鳥栖市

鳥栖市長

向門慶人

乙 佐賀県伊万里市新天町722番地5

アイ・ケイ・ホールディングス株式会社
代表取締役会長 兼 社長CEO

金子和志